

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱による自動車の改造に要する経費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱による自動車の改造に要する経費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱による自動車の改造に要する経費の助成に関する事務	
②事務の概要	杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱(平成19年杵築市告示第18号)に基づき、身体障害者の自動車改造の助成に関する事務を行う。 上記要綱並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①助成の申請の受理、審査、応答 ②助成金の返還	
③システムの名称	1.MicrosoftOffice (Excel,Word) 2.MICJET番号連携サーバ 3.中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
身体障害者自動車改造助成情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第1の13の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の13の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉事務所	
②所属長の役職名	福祉事務所長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1801	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL0977-75-2405	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバーを取得することを徹底している。また住基ネット照会を利用する場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を徹底している。上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関し手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対応は「十分である」と考えられる。

- ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管
- ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

窓口で申請を受ける際は、申請者の同意に基づき特定個人情報を入力しているため、目的外の入手が行われることはないと考えられる。その上で、情報ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定している。またアクセス権限所持者には、研修により離席時にはログアウトの徹底を呼びかけており、監査も実施している。以上のことから、目的外の手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連項目 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。)	・杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年杵築市条例第37号。以下「独自利用条例」という。)第4条第1項及び別表第1の13の項	事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号の規定による特定個人情報保護委員会規則	・番号法第19条第8号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の13の項	事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉推進課長	福祉推進課長 江藤 修	事後	
平成29年7月20日	I 関連項目 8. 特定個人情報ファイルの取	Tel0977-75-2408	Tel 0977-75-2405	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長 江藤 修	福祉推進課長	事後	
平成30年9月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	新様式による追加	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課	福祉事務所	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	福祉推進課長	福祉事務所長	事後	
令和2年11月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	福祉推進課 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel0977-75	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 Tel0977-75	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和3年11月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の13の項	・番号法第19条第9号 ・独自利用条例第4条第1項及び別表第1の13の項	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和4年11月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和5年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規追加のため	事後	
令和7年1月27日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規追加のため	事後	